

至急

事務連絡

令和6年4月26日

各地域薬剤師会会长様

公益社団法人静岡県薬剤師会
副会長 鈴木 孝一郎

令和6年度調剤報酬改定に係る施設基準の届出について

標題の件に関しまして、以下の項目については、令和6年6月診療分からの算定に当たって、令和6年5月2日から6月3日までに、東海北陸厚生局静岡事務所に届出が必要となりますのでお知らせいたします。

なお、令和6年5月下旬は届出の受付が集中し、混雑しますので、可能な限り令和6年5月17日(金)までの届出にご協力いただくようにご周知願います。

ただし、令和6年6月診療分の施設基準の届出に係る電子申請は、令和6年5月20日から受付開始となりますのでご注意ください。

また届出に当たっては、東海北陸厚生局のホームページにある【薬局用】施設基準届出チェックリスト（令和6年度診療報酬改定）をご活用いただき、必要な届出をご確認いただくように併せてご周知願います。

なお、本件に関して、東海北陸厚生局静岡事務所長より別添写（令和6年4月22日付け事務連絡）にて通知がありましたので申し添えます。

★ 新たに施設基準が創設されたもの

- ・医療DX推進体制整備加算
 - ・在宅薬学総合体制加算1,2
 - ・特別調剤基本料A
- 6月3日(月)までに届出
(可能な限り5月17日(金)までに届出)

★施設基準が改正されたもの

- ・調剤基本料2（区分変更がある場合）
- 6月3日(月)までに届出
(可能な限り5月17日(金)までに届出)

- ・地域支援体制加算1～4

新規取得で6/1より新たな施設基準に基づき算定、あるいは区分変更する場合
→6月3日(月)までに届出
(可能な限り5月17日(金)までに届出)

経過措置を適用する場合

→9月2日(月)までに届出

- ・連携強化加算

新規取得で6/1より新たな施設基準に基づき算定
→6月3日(月)までに届出
(可能な限り5月17日(金)までに届出)

経過措置を適用する場合（令和6年3月末までに届出した保険薬局に限る）

→令和7年1月6日(月)までに届出

※東海北陸厚生局ホームページ

URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00045.html

以上

担当 : 静岡県薬剤師会事務局業務スタッフ ; 鈴木

電話 : 054-203-2023 / FAX : 054-203-2028

E-mail : syokunou@shizuyaku.or.jp



事務連絡
令和6年4月22日

静岡県薬剤師会 御中

東海北陸厚生局静岡事務所長

令和6年度診療報酬改定における施設基準の早期届出について（依頼）

標記の件につきまして、厚生労働省保険局医療課より別添（写）のとおり保険薬局に対し周知依頼がありましたので、貴会員様あてご周知いただきますようお願い申し上げます。

別添（写）

事務連絡
令和6年4月19日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

令和6年度診療報酬改定における施設基準の届出及び
審査支払機関への情報提供等の対応について

令和6年度診療報酬改定における施設基準については、「基本診療料の施設基準等の一部を改正する告示」（令和6年厚生労働省告示第58号）及び「特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件」（令和6年厚生労働省告示第59号）が告示され、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和6年3月5日付け保医発0305第5号）及び「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和6年3月5日付け保医発0305第6号）をもって、その手続き等の取扱いが示されたところである。

例年、診療報酬改定時においては、多数の施設基準の届出がなされ、令和6年度診療報酬改定においても、外来・在宅ベースアップ評価料（I）など多くの保険医療機関等において算定が見込まれる届出等をはじめ、多数の届出がなされることが見込まれる。

については、令和6年度診療報酬改定後の施設基準の届出に係る審査等が確実に実施され、診療報酬請求が円滑に行われるよう、保険医療機関等からの施設基準の届出及び審査支払機関への施設基準の情報提供等に係る対応を下記のとおりとしたので、その取扱いについて遺漏なきよう御対応をお願いするとともに、貴管下の保険医療機関等に対し周知徹底を図られたい。

記

1. 保険医療機関等からの施設基準の届出に関する事項

（1） 共通事項

ア 令和6年度診療報酬改定に係る施設基準の届出については、令和6年6月から施設基準届出に係る診療行為点数を算定する場合、令和6年5月2日から令和6年6月3日までの届出期限とされているが、令和6年5月下旬以降に地方厚生（支）局等の窓口は届出が集中し、混雑が予想されることから、可能な限り令和6年5月17日までの届出に協力いただきたいこと。

ただし、令和6年6月診療分の施設基準の届出に係る電子申請は令和6年5月20日から受付開始となることに留意すること。

イ 届出に当たっては、「令和6年度診療報酬改定に係る施設基準届出チェックリストの送付について」（令和6年3月25日厚生労働省保険局医療課事務連絡）の別添のチェックリストを活用すること。

（2）ベースアップ評価料に係る事項

ア 外来・在宅ベースアップ評価料（I）及び（II）、歯科外来・在宅ベースアップ評価料（I）及び（II）、訪問看護ベースアップ評価料（I）及び（II）並びに入院ベースアップ評価料の届出（以下「ベースアップ評価料に係る届出」という。）については、保険医療機関等の所在地を管轄する地方厚生（支）局都道府県事務所ごとに設定されたメールアドレス（※1）に、エクセルファイルを提出することにより行うこと（※2）。自ら管理するメールアドレスを有しない等の事情がある場合には、書面による提出を妨げない。

※1 地方厚生（支）局都道府県事務所ごとに設定されたメールアドレスについては各地方厚生（支）局のホームページを参照すること。

※2 ベースアップ評価料に係る届出以外の届出については、メールでの提出ではなく、従前どおり書面による届出又は電子申請によること。

イ ベースアップ評価料に係る届出の記載方法の詳細については、以下を参照すること。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00053.html

【QRコード】



2. 地方厚生（支）局における審査支払機関への施設基準の情報提供等に関する事項

（1）共通事項

ア 令和6年5月中に受け付けた令和6年6月診療分の施設基準届出については速やかに審査を進めること。

イ 令和6年6月診療分の施設基準届出については、同年6月1日（土）8時から医療システムへの入力が可能となること。詳細については、「令和6年度診療報酬改定に伴う保険医療機関等管理システムの改修方針等について」（令和6年4月2日厚生労働省保険局医療課事務連絡）を参照すること。

ウ 次に掲げる期日までに、次に掲げる施設基準を審査支払機関へ情報提供すること。

(イ) 令和6年6月14日（金）

令和6年5月中に審査が完了した施設基準（第1弾）

(ロ) 令和6年6月21日（金）

令和6年6月3日までに受け付けた全ての施設基準（第2弾）

エ 審査支払機関から施設基準に関する照会があった場合は速やかに対応すること。

オ ウの期日等については、地方厚生（支）局と審査支払機関において、必要に応じ、地域の実情を踏まえた調整を行うこと。なお、ウの期日を後ろ倒しする調整を行う場合は、その理由を厚生労働省保険局医療課へ連絡すること。

（2）ベースアップ評価料に係る事項

ア 各地方厚生（支）局は、管下の保険医療機関等からのベースアップ評価料に係る届出に係る届出数について、進捗を管理し、隨時厚生労働省保険局医療課及び審査支払機関に情報提供を行うこと。

イ 各地方厚生（支）局は、それぞれベースアップ評価料に係る届出を一覧表に集約した上で、隨時厚生労働省保険局医療課に提出すること。なお、一覧表への集約方法については、別途お示しする。